

27 高教福第 555 号

平成 27 年 9 月 1 日

教育委員会事務局各所属長 様
各 県 立 学 校 長 様
各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

旅行会社に公務旅行の手配を依頼した場合の取扱料金について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 内容

旅費事務センターへチケット等の手配依頼を行わない旅行（長期滞在型旅行、児童生徒引率旅行、他団体主催旅行への参加等）で、職員が旅行会社等に直接手配を依頼する場合に係る旅行取扱料金を旅費として支給する。

2 対象となる旅行

平成 27 年 9 月 1 日以降に旅行命令権者が命令した公務旅行

3 留意事項

安易に取扱料金が必要となる方法で手続を行わず、取扱料金が必要となる場合とそうでない場合の旅費額を比較する必要があります。なお、旅費の執行に当たっては、これまでどおり経済的かつ合理的な通常の経路及び方法を精査するよう留意してください。

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当